

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会会議録

日 時： 令和5年1月26日（木） 午前10時30分～午前11時00分
場 所： 岡山県市町村振興センター 3階 岡山県後期高齢者医療広域連合事務所内会議室
出席委員： 福重 さと子 ・ 佐々木 正有 ・ 光藤 伸史
出席事務局職員： 総務課 児玉次長 掛谷主査 近藤主事

1 開会

○委員自己紹介

○事務局職員自己紹介

2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

事務局より資料に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例について説明。

【会長】

事務局より説明がありましたが、何か不明な点や質問等はございますか。

【委員】

法律では、有料で1件300円の手数料を取ることができる規定でしょうか。取らなくてもいいという法律になっているのでしょうか。また、実際この1年でどのくらい請求があるのでしょうか。事務の負担がかかりすぎるようであれば、法律どおりということもありかと思います。

【事務局】

実際には、病院のレセプト開示が主でありまして、ご遺族やご本人から年間大体5件程度、令和4年度では現在4件でございます。事務については、現状15日以内の開示ができているということでございます。

手数料については、法律では実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されていますので、条例で手数料を無料と規定し、実費については負担をしていただくという形で規定させていただきました。

【委員】

レセプトの話が出ましたが、レセプトは月に1枚とかでしょうか。長い間病院にかかる何枚も必要になることもあるのでしょうか

【事務局】

1つの病院で月1枚となりますが、1年半かかっていたり、その他の病院にもかかっているとすると枚数も多くなります。

【委員】

新しい個人情報保護法は死者の情報は対象外となったと思いますが、遺族からのレセプト開示についてはどうなるのでしょうか。

【事務局】

死者に関しては対象外となっております。相続人が請求した場合は本人とみなして開示していくという方向で考えているところです。

【会長】

その他にご意見等はございますか。

(質問等なし)

3 岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

事務局より資料に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について説明

【会長】

事務局より説明がありましたが、何か不明な点や質問等はございますか。

【委員】

実際に情報公開するときに、黒塗りをしたがありますか、又それに対して異議の申し立てや審査会に諮ったことが過去にありますか。

【事務局】

議会の方ではございませんが、レセプト開示でいうと担当の医師の名前を載せないでほしいということで病院から意見があつて黒塗りで一部開示となったことはあります。ただ、審査請求という形で異議が出されたことはないので、こちらの審査会にかけた事案はこれまでございません。

【会長】

その他よろしいでしょうか。

(質問等なし)

4 個人情報の保護に関する条例の制定について

【会長】

その他で何か意見はありますでしょうか。

(質問等なし)

【会長】

それでは事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】

報酬・費用弁償及び会議録署名について説明

【会長】

では、これで情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

会 長 福重 さと子

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

副会長 佐々木 正有

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

委 員 光藤 伸史